

入札説明書

調達内容等件名 広島市水道局沼田ポンプ所で使用する電気

公 告 日 平成30年12月19日
(広島市報調達号外557号)

上記に係る入札等については、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）その他の関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

広島市水道局財務課契約係

項目及び構成

- 1 契約者
- 2 契約担当部局
- 3 調達内容
- 4 競争入札参加資格
- 5 競争入札資格確認申請書の提出
- 6 競争入札資格確認の通知
- 7 競争入札参加資格の喪失
- 8 契約条項を示す場所
- 9 入札の方法
- 10 開札
- 11 その他

契約書（案）及び仕様書

- | | |
|------|-------------------------|
| 別紙 1 | 平成 29 年度最大使用電力日における負荷曲線 |
| 別紙 2 | 平成 30 年度最大使用電力日における負荷曲線 |
| 別紙 3 | 使用予定電力量及び実績 |
| 別紙 4 | 日別・時間別使用電力量の実績 |

- | | |
|-----|--|
| 別 添 | 競争入札参加資格確認申請書
入札参加資格の確認に係る納税証明書について
入札書（指定様式）
入札附属書
委任状
仕様書に関する質問書（指定様式）
入札書等の提出について |
|-----|--|

1 契約者

広島市水道事業管理者

2 契約担当部局

〒730-0011

広島市中区基町9番32号

広島市水道局財務課契約係

電話 082-511-6826 (直通)

3 調達内容

(1) 調達等件名及び数量

広島市水道局沼田ポンプ所で使用する電気 予定使用電力量 2,413,560 kWh (1年間)

(2) 履行の内容等

別紙「仕様書」のとおり。

(3) 契約期間

契約締結の日から平成32年3月31日まで(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

(4) 履行期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで(1年間)

(5) 履行場所

広島市水道局沼田ポンプ所

広島市安佐南区上安一丁目4番35号

4 競争入札参加資格

次に掲げる入札参加資格を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市水道局契約規程第4条の規定に該当しない者であること。

(2) 広島市競争入札参加資格の「平成29・30・31年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務(建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。)の提供」の契約の種類「物品の売買、修繕及び製造の請負」の登録種目「16-01 電力供給」に登録している者であること。

当該広島市競争入札参加資格を有していない者で、本件入札に参加を希望するものは、本市所定の申請書に必要事項を記載の上、添付書類を添えて、次のとおり提出すること。

ア 申請期間

入札公告の日から平成31年1月15日(火)までの広島市の休日を定める条例(平成3年条例第49号)

第1条第1項の各号に掲げる市の休日(以下「市の休日」という。)を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

イ 申請書等の交付方法、提出場所又は問合せ先

次の場所において交付し、又は広島市のホームページ (<http://www.city.hiroshima.lg.jp/>) のトップページの「産業・雇用・ビジネス」→「入札・契約」→「資格審査申請や変更届など」→「物品・役務等競争入札参加資格申請について（WTO案件）」に掲載する。

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市財政局契約部物品契約課

電話 082-504-2083（直通）

ウ 申請方法

申請書等は、前記イ（申請書等の交付方法、提出場所又は問合せ先）の場所に持参するものとし、郵送又はファクシミリによる申請は受け付けない。

エ 申請者の義務

申請者は、本局から申請書等に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (3) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 入札公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本局の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

5 競争入札参加資格確認申請書の提出

本件入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、本局から一般競争入札参加資格申請書に関し説明を求められた場合、これに応じなければならない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書の交付方法

競争入札参加資格確認申請書は、広島市水道局のホームページ (<http://www.water.city.hiroshima.jp/>) のトップページ右上の「契約情報」→「発注見通し・入札公告・入札結果」→「入札公告・入札結果」の「平成31年度案件」（以下、同じ。）からダウンロードできる。

ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は、次により交付する。

ア 交付期間

入札公告の日から平成31年1月22日（火）までの市の休日を除く午前8時30分から午後5時まで。

イ 交付場所

前記2（契約担当部局）に同じ。

(2) 競争入札参加資格確認申請書の提出方法

ア 提出期間

前記5(1)アに同じ。

イ 提出場所

前記2（契約担当部局）に同じ。

ウ 提出方法

郵送（配達証明付書留郵便に限る。）又は持参。なお、郵送する場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期限日の午後5時までに必着させること。

6 競争入札参加資格確認の通知

競争入札参加資格確認申請書を提出し、本件入札の参加資格を有すると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書により通知する。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格を有する者であると認められた者が、前記4の各号いずれかの条件を欠いたときは、競争入札参加資格を喪失する。

8 契約条項を示す場所

(1) 契約条項を示す場所

広島市水道局のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、次により交付する。

ア 交付期間

入札公告の日から平成31年1月31日（木）までの市の休日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで

イ 交付場所

前記2（契約担当部局）に同じ

(2) 入札書、入札説明書、仕様書等の交付方法

広島市水道局のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、前記(1)ア及びイにより交付する。

(3) 仕様書に関する質問

ア 仕様書に関する質問がある場合は、次により、仕様書に関する質問書を提出すること。なお、仕様書に関する質問書は、広島市水道局のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、前記(1)ア及びイにより交付する。

(ア) 提出期間

入札公告の日から平成31年1月15日（火）までの市の休日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

(イ) 提出場所及び問合せ先

〒730-0011

広島市中区基町9番32号

広島市水道局技術部調整課

電話 082-511-6861（直通）

(ウ) 提出方法

郵送（配達証明付書留郵便）又は持参とする。

イ 前記アの質問に対する回答は、質問を受けた日の翌開庁日以後において、次のとおり閲覧に供する方法で回答する。

(ア) 閲覧期間

平成30年12月20日(木)から平成31年1月31日(木)までの市の休日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

(イ) 閲覧場所

前記ア(イ)に同じ。

9 入札の方法

(1) 入札書の提出場所

前記2(契約担当部局)に同じ。

(2) 入札書及び入札附属書の提出期限

平成31年1月31日(木)の午後5時までに提出すること。

郵送する場合は、配達証明付書留郵便とし、平成31年1月31日(木)の午後5時までに必着させること。

(3) 入札書及び入札附属書の作成方法等

ア 入札書及び入札附属書は日本語で記載すること。また、入札金額及び入札附属書に記載する金額は日本国通貨とする。

イ 入札書は、本局所定の用紙によること。

ウ 入札書(指定様式)の記載項目

(ア) 入札書第何回

(イ) 年月日「平成 年 月 日」(提出日を記入すること。)

(ロ) 競争入札参加者の住所、商号(名称)、代表者職氏名及び押印(代理人が入札する場合は代理人の氏名及び押印)

(ハ) 入札金額(参考 1年間の予定総額)及び入札金額を1年間の予定使用電力量で割った額

(ニ) 基本料金単価(契約電力に対する契約希望単価)

(ホ) 電力量料金単価(予定使用電力量に対する契約希望単価)

(ヘ) 割引料金(月額)

(コ) 「消費税法第9条第1項の適用について」は、該当の数字を○印で囲むこと。

(注) 記載するに当たって、次の点に注意すること。

1 「競争入札参加者の住所、商号(名称)、代表者職氏名」及び「印」は、広島市競争入札参加資格申請書において委任状を提出している場合は、受任者の住所、商号(名称)及び代表者の職氏名とし、印章は同申請書において提出した使用印鑑届により届け出たものとする。

2 外国事業者にあつては、押印を署名に代えることができる。

3 入札金額の訂正は認めない。

4 本入札書に記載する入札金額(参考 1年間の予定総額)は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札附属書により見積もった1年間の予定総額の108分の100に相当する金額を記載すること。

エ 入札附属書の記載項目

仕様書に示した契約電力及び予定使用電力量に対して、契約電力及び予定使用電力量の契約希望単価並びに割引がある場合はその割引料金を控除して計算した結果を記載すること。ただし、別紙「入札附属書（入札書積算内訳）」の様式に積算の内訳を記載できない場合は、別紙「入札附属書（入札書積算内訳）」を見本に、入札金額（参考 1年間の予定総額）の積算の内訳を任意様式（用紙はA4サイズ（定型）とし、2ページ以上に及ぶ場合には袋とじのうえ、割印をすること。）に記載して提出すること。

なお、入札附属書の積算に誤りがある場合、また、入札附属書が入札書記載金額と対応していない（金額が一致していない）場合は、入札書を無効とする。

(7) 標題「入札附属書（入札書積算内訳 第何回）」

(イ) 年月日「平成 年 月 日」（提出日を記入すること。）

(ロ) 競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名及び押印（代理人が入札する場合は代理人の氏名及び押印）

(ハ) 仕様書に定めた標準力率での契約電力に対する各月の基本料金の契約希望単価（標準力率の変動に対する積算を伴う場合はその積算方法。複数設定可能。）

(ニ) 予定使用電力量に対する電力量料金の各月の契約希望単価（複数設定可能。）、金額及び積算方法

(ホ) 割引がある場合、その割引料金及び積算方法

(ヘ) 各月の基本料金と電力量料金の合計から、割引料金を差し引いた合計金額

(ト) 1年間の基本料金合計、電力量料金合計、割引料金合計、予定総額

(チ) 1年間（履行期間）における基本料金と電力量料金の合計から、割引料金を控除した合計金額及び当該合計金額の108分の100に相当する金額（予定総額）

(注) 記載するに当たって、次の点に注意すること。

1 「競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名」及び「印」は、広島市競争入札参加資格申請書において委任状を提出している場合は、受任者の住所、商号（名称）及び代表者の職氏名とし、印章は同申請書において提出した使用印鑑届により届け出たものとする。

2 外国事業者にあつては、押印を署名に代えることができる。

3 基本料金及び電力量料金の単価には、1円未満の端数を含むことができる。ただし、各月の基本料金と電力量料金の合計から割引料金を控除した合計金額及び1年間の予定総額に1円未満の端数があるときには、その全部を切り捨てた金額を記入すること。

4 別紙入札附属書に示した予定使用電力量は、使用月の日量を集計したものである。

(4) 入札書及び入札附属書の提出方法等

ア 入札書及び入札附属書を直接提出する場合は、入札書及び入札附属書を同一の封筒に入れ封印し、かつ、封皮に商号（名称）及び「平成31年2月1日開札（広島市水道局沼田ポンプ所で使用する電気）の第1回入札書在中」の旨を記載し、前記2（契約担当部局）に入札書の提出期限（前記9(2)）までに提出しなければならない。

なお、開札日には、第1回目の入札で落札者がいない場合は続けて入札を行うため、第2回目、第3回目の入札書及び入札附属書を準備しておくことをおすすめします。また、開札に立ち会わない場合は、入札回数に相応する入札書及び入札附属書を同封して提出すること。（別添「入札書等の提出について」参照）

イ 入札書及び入札附属書を郵便（配達証明付書留郵便に限る。）により提出する場合は、入札回数は3回を限度とするので、入札回数に相応する3通の入札書及び入札附属書を作成し、3通それぞれ封筒に入れて封印し、その封皮には入札者の商号（名称）を記載し、「平成31年2月1日開札（広島市水道局沼田ポンプ所で使用する電気）の入札書第何回目在中」と朱書すること。これらを封筒に入れて二重封筒とし、表面に「平成31年2月1日開札（広島市水道局沼田ポンプ所で使用する電気）の入札書在中」と朱書し、親展により前記2（契約担当部局）あて入札書の提出期限（前記9(2)）までに必着させなければならない。（別添「入札書等の提出について」参照）

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札書等の提出後は、入札（開札）日時前であっても、提出された入札書等の引換え、差換え又は撤回等は認めない。

(5) 無効の入札書

次に掲げる入札は、無効とする。

ア 本件公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び開札日時以後、落札者の決定までの間に前記4(4)の広島市競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受け、又はその他の一般競争入札参加資格を満たさなくなった者がした入札

イ 一般競争入札参加資格申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 入札金額を訂正したもの

エ 再度入札を実施する場合において、初度入札（無効となった入札を除く。）の最低価格以上の価格でした入札

オ その他広島市水道局契約規程第10条各号のいずれかに該当する入札（ただし、外国事業者が同条第1号の押印に代えて署名したものは除く。）

カ 物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年広島市水道局規程第11号）第7条第5項の規定に基づき入札書を受領した場合で、同項の規定に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときにおける入札

(6) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、別添の様式による委任状を開札時まで提出すること（外国事業者にあつては、押印を署名に代えることができる。）。

イ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

(7) 入札の中止等

本件入札に関して、天災地変があった場合、事故の発生等により郵便による入札の執行が困難な場合又は入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。

また、開札後においても発注者の入札手続の誤りなどにより入札の公正性が損なわれると認められたときは入札を中止することがある。

(8) 入札方法

ア 入札書の入札金額は、入札附属書により見積もった1年間の予定総額の108分の100に相当する金額を記載すること。

イ 入札書には、入札附属書に記載した契約希望金額の単価を記入すること。

ウ 落札の決定に当たっては、総価により行う。

(9) 契約方法

契約は、入札書に記載された基本料金単価及び電力量料金単価（当該金額に1円未満の端数を含むことができる。）で行う。

(10) 燃料調整費等

入札価格の算定に当たっては、燃料調整費及び再生可能エネルギー発電促進賦課金については、入札金額に含まないものとして入札すること。

10 開札

(1) 開札の日時及び場所

平成31年2月1日開札 午後10時30分
広島市水道局基町庁舎10階 入札室

(2) 開札

ア 入札参加者は、開札に立ち会うこと（立ち会うことができる者は、1名とする。）。立ち会うことができない場合は、開札時刻までに前記2の契約担当部局に連絡すること。入札参加者が立ち会わない場合、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

イ 入札参加者は、開札時刻後においては、開札場所に入場することはできない。

ウ 入札参加者は、開札場所に入場しようとするときは、入札執行職員の求めに応じ「競争参加資格を証明する書類（資格審査結果通知書の写し）」及び身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札参加者は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場所から退場することができない。

オ 開札をした場合において、各人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときには、直ちに再度の入札を行う。

(3) 落札者の決定方法

ア 本件公告に示した調達サービスを履行できると本局が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、開札日の翌日（市の休日でない日）にくじ引きにより落札者（落札者となるべき者）を決定するものとする。ただし、同価の入札をした者の全てが立会している場合には、開札後直ちに、くじ引きにより落札者を決定する。

なお、くじ引きをしない者がある場合には、当該入札事務に関係のない職員がその者に代わってくじ引きを行う。

ウ 他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該入札書を提出した入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を履行することができることを確保するため、当該入札者に照会することができる。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除する。(広島市水道局契約規程第12条第3号, 第34条第7号)

(3) 契約手続における交渉の有無

無

(4) 契約書の作成等

ア 落札者は、落札決定した日から5日以内の日(最終日が、市の休日に当たるときは、最終日後において、最終日に最も近い市の休日でない日)に契約書を取り交わすものとする。

イ 落札者が前記アの日(最終日が、市の休日に当たるときは、最終日後において、最終日に最も近い市の休日でない日)に契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すとともに、広島市競争入札参加資格を取り消す。また、落札決定を取り消された者は、契約予定金額に基づく総支払予定額に対する入札保証金相当額の損害賠償金(契約予定金額の100分の5)を支払うものとする。

ウ 契約書は2通作成し、本局及び落札者がそれぞれ各1通を保有する。

エ 契約書の作成に要する費用は全て落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は本局が交付する。

オ 本契約は、本局が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ確定しないものとする。ただし、外国事業者にあつては、押印を署名に代えることができる。

(5) 契約条項

別紙契約書(案)のとおり。

(6) 本件公告に示した契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。次年度以降の予算が減額又は削除された場合は、契約の変更又は解除をすることがある。

また、本局は当該契約の変更又は解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

(7) 本調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された「政府調達に関する協定」(以下「協定」という。)及び2012年3月30日ジュネーブで作成された「政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定」(以下「改正協定」という。)の適用を受ける調達であるため、協定第20条及び改正協定第18条に定める苦情処理手続により、調達者が契約を締結すべきでない旨又は契約の執行を停止すべき旨の判断をしたときは、契約締結の留保及び契約解除を行うことができる。

契 約 書 (案)

広島市 (以下、「発注者」という。) と、〇〇〇〇株式会社 (〇〇〇〇部) (以下、「受注者」という。) とは、広島市水道局沼田ポンプ所で使用する電気の需給に関し次のとおり契約を締結する。

(契約の目的)

第 1 条 受注者は、別紙仕様書に基づき発注者の広島市水道局沼田ポンプ所で使用する電力を需要に応じて供給し、発注者は受注者にその対価 (以下、「電気料金」という。) を支払うものとする。

(契約金額)

第 2 条 契約金額は、次のとおりとする。

基本料金 単 価	〇, 〇〇〇. 〇〇円/kW (消費税及び地方消費税を含む。)
電力量料金 単 価	〇〇. 〇〇円/kWh (消費税及び地方消費税を含む。)

2 受注者の発電費用等の変動により契約金額の改定を必要とするときは、発注者と受注者とが協議して、これを改定できる。

(契約期間)

第 3 条 契約期間は、平成 3 1 年 〇〇 月 〇〇 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日までとする。(地方自治法第 2 3 4 条の 3 に基づく長期継続契約)

(履行期間)

第 4 条 履行期間は、平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日までとする。

(契約保証金)

第 5 条 発注者は、本契約に係る受注者が納付すべき契約保証金を全額免除する。

(権利義務の譲渡等)

第 6 条 受注者は、本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、発注者の承認を受けた場合は、この限りではない。

(使用電力量の増減)

第 7 条 発注者の使用電力量は、発注者の都合により予定使用電力量から変動することができる。

(契約電力の増減)

第 8 条 各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と前 1 1 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。ただし、最大需要電力が 5 0 0 kW 以上となる場合は、発注者と受注者とが協議して、契約電力を決定するものとする。

2 前項の規定により契約電力が 5 0 0 kW を超え発注者と受注者とが協議の上契約電力を決定した後に、発注者が契約電力を超えて電気を使用した場合は、超過金の支払について発注者と受注者とが協議を行い、超過金の支払が適当であると認められた時は、発注者は当該協議において決定された金額を超過金として受注者の指定する期限内に支払うものとする。

(使用電力量の計量及び検査)

第 9 条 毎月の電力量の計量日は、発注者と受注者とが協議の上各月ごとに定めるものとし、受注者は計量日に記録された電力量計の読みにより使用電力量を計量し、発注者の指定する職員等の検査を受けなければならない。

(電気料金の算定)

第 1 0 条 電気料金は、基本料金と電力量料金の合計額から割引料金を引いた額とする。(当該金額に 1 円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた金額)

2 基本料金は、契約電力に第 2 条第 1 項の基本料金単価を乗じて得た額とする。ただし、受注者は、

仕様書に定めのある標準力率の変動に従い基本料金の請求額を変動させることができるものとする。

3 電力量料金は、前条により読み取った1月の使用電力量に第2条第1項の電力量料金単価を乗じて得た額とする。ただし、本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費調整制度に準じて電力量料金を変動させることができるものとし、燃料費調整を行う場合は、算定方法等について、あらかじめ発注者と受注者とが協議の上定めるものとする。

4 再生可能エネルギー発電促進賦課金については、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年8月30日法律第108号）により経済産業大臣が定めた再生可能エネルギー発電促進賦課金単価によって、算定するものとする。

（電気料金の支払及び遅延利息）

第11条 受注者は、第9条に定めた検査終了後、前条により算定した額を1か月毎に請求するものとする。（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた金額）

2 発注者は、受注者から適法な支払請求書を受理した後、受注者が指定した期日までに当該請求額を支払うこととする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、受注者が指定した期日までに電気料金を支払わない場合においては、受注者は、当該未払い金額に対し、「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示」で定められた割合で計算した額の遅延利息を発注者に請求できるものとする。ただし、その金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

（談合行為等の措置）

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、この契約に係る入札（見積合わせを含む。以下同じ。）に関して、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第2条第6項の不当な取引制限をし、同法第3条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第7条又は第7条の2の規定による命令を行い、当該命令が確定したとき。

(2) この契約に係る入札に関して、受注者（受注者の役員、代理人又は使用人その他の従業員。次号において同じ。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき。

(3) その他この契約に係る入札に関して、受注者が前2号に規定する行為をしたことが明白となったとき。

(4) この契約に係る入札に関して、受注者が、刑法第198条に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき、又は当該行為をしたことが明白となったとき。

2 受注者は、前項各号のいずれかに該当するときは、第10条第1項に基づき算定した電気料金（各年度の支払予定額のうち最も高い額）の20パーセント（ただし、前項第4号に該当するときは、10パーセント。）に相当する額を、損害金として発注者に支払わなければならない。この契約の解除又は終了の後においても、同様とする。

3 前2項の規定において、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する損害金の額を超えるときは、発注者は受注者に対しその超える額についても損害賠償請求することができる。

（契約解除）

第13条 発注者は、次の各号の一に該当すると認めたときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 受注者が天災その他不可抗力により電力の供給をする見込みがないと認めたとき。

(2) 受注者が正当な事由により解約を申し出たとき。

(3) 本契約の履行に関し、受注者又はその使用人等に不正の行為があったとき。

(4) 警察等捜査機関からの通報等により、法人若しくは事業を営む個人又はそれらの役員等（広島市

発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(以下「暴力団等排除措置要綱」という。)第2条第8項に規定する役員等をいう。以下同じ。)が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき。

- ア 暴力団等排除措置要綱第2条第1項に規定する暴力団
- イ 暴力団等排除措置要綱第2条第2項に規定する暴力団員等
- ウ 暴力団等排除措置要綱第2条第3項に規定する暴力団経営支配法人等
- エ 暴力団等排除措置要綱第2条第4項に規定する被公表者経営支配法人等
- オ 暴力団等排除措置要綱第2条第5項に規定する暴力団関係者

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 受注者は、前項第3号から第5号のいずれかの規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することはできない。

3 受注者は、第1項第3号から第5号の規定により契約を解除されたときは、第10条第1項に基づき算定した電気料金(各年度の支払予定額のうち最も高い額)の10パーセントに相当する額を、違約金として発注者に支払わなければならない。

(契約解除後の処理)

第14条 契約が解除された場合には、第1条の義務は消滅する。

2 発注者は、契約が解除された場合において、既に契約を解除した日が属する月の電力の供給を受けているときは、次の各号により算定した額の合計額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を受注者に支払うものとする。

(1) 契約を解除しなかったものとした場合の同月の基本料金を、同月の契約解除した日までの日数を1か月30日として按分した額。

(2) 同月の計量日から契約を解除した日までに使用した同月の電力量に、第2条第1項の電力量料金単価を乗じて得た額。

3 前項の支払は、第11条に従うものとする。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第15条 受注者は、契約の履行に当たり暴力団等(暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。第4項において同じ。)から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 受注者は、前項の場合において、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 受注者は、前項の規定による排除対策を講じたにもかかわらず、電気の供給に支障が生じるおそれがある場合は、発注者と電気の供給に関する協議を行わなければならない。

4 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

5 受注者は、前項の被害により電気の供給に支障が生じるおそれがある場合は、発注者と電気の供給に関する協議を行うものとする。

(守秘義務)

第16条 発注者及び受注者は、本契約の締結により知り得た相手方の情報を、事前に相手方の承諾を得ることなく、第三者に漏洩してはならないものとする。

2 発注者及び受注者は、契約期間満了後又は解約等による契約終了後も、前項の守秘義務を遵守するものとする。

(特約事項)

第17条 本契約について、次年度の予算が減額・削除された場合には、本契約の変更・解除を行うことがある。また、発注者は、当該変更・解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

(その他)

第18条 本契約の条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めのない事項は、入札附属書等に示された条件に基づき、発注者と受注者とが協議して決定する。

2 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立の管轄は、広島地方裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し発注者及び受注者が記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年〇〇月〇〇日

発注者 広島市中区基町9番32号

広島市

代表者 広島市水道事業管理者

広島市水道局長 野津山 宏

印

受注者 〇〇県〇〇市〇区〇〇町〇番〇号

〇〇〇〇株式会社

代表者 職名 氏名

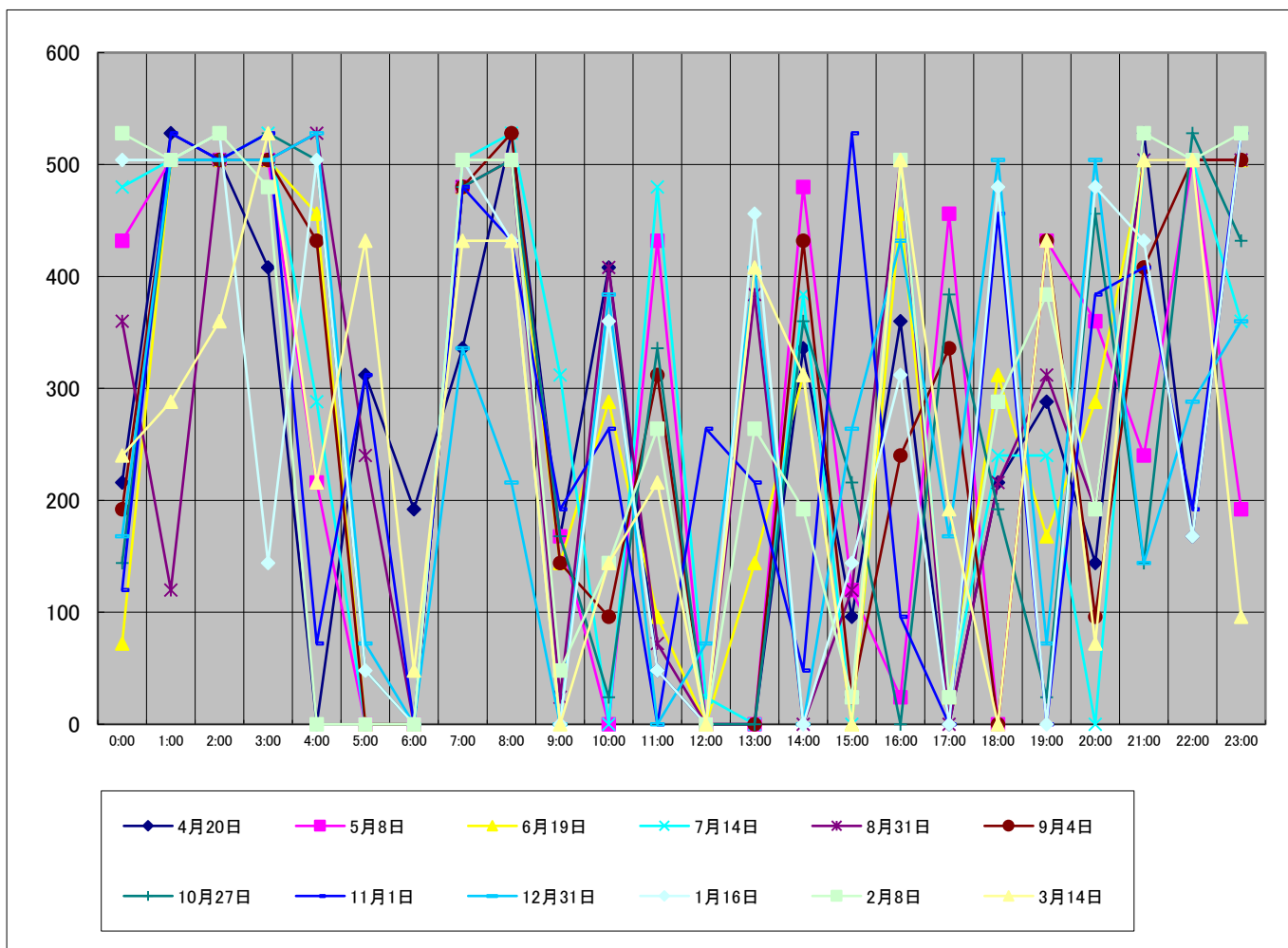
印

仕 様 書

区 分	仕 様 内 容
需 要 場 所 等	広島市安佐南区上安一丁目4番35号 広島市水道局沼田ポンプ所
受 電 設 備	沼田ポンプ所2階電気室内
業 種 及 び 用 途	産業用
供 給 電 気 方 式	交流3相3線式
標 準 電 圧	6,000V (受電電圧6,600V)
標 準 周 波 数	60Hz
受 電 方 式	1回線受電
契 約 電 力	545kW (契約上使用できる最大電力をいい、30分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。)
標 準 力 率	100%
予 定 使 用 電 力 量	2,413,560kWh/年
使 用 期 間	平成31年4月1日 0:00 ~ 平成32年3月31日 24:00
検 針 方 法	自動検針記録 (検針日は原則毎月1日)
電 力 量 計 (自動検針装置)	製造メーカー：三菱電機株式会社 型 式：WP3EM-R (パルス50000pulse/kWh) (電子式精密電力計通信機能付)
需 給 地 点	ポンプ所内の受電柱6kV配電線引込口の気中開閉器の電源側端子
保 安 責 任 分 界 点	需給地点に同じ
財 産 分 界 点	需給地点に同じ
事 故 ・ 災 害 時 の 電 力 の 確 保	電力供給側の事故や災害により、広島市水道局沼田ポンプ所への電力供給が停止した場合には、他の小売電気事業者からの電力を確保することなどにより、業務に支障が生じることがないように努めること。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・自動力率調整 (電動機一次盤にて制御) を行っている。 ・入札価格の算定に当たっては、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まない。 ・小売電気事業者が電気を供給する場合に必要な情報伝達装置に係る経費は、小売電気事業者の負担とする。 ・その他必要な事項は、一般送配電事業者が定める託送供給約款による。

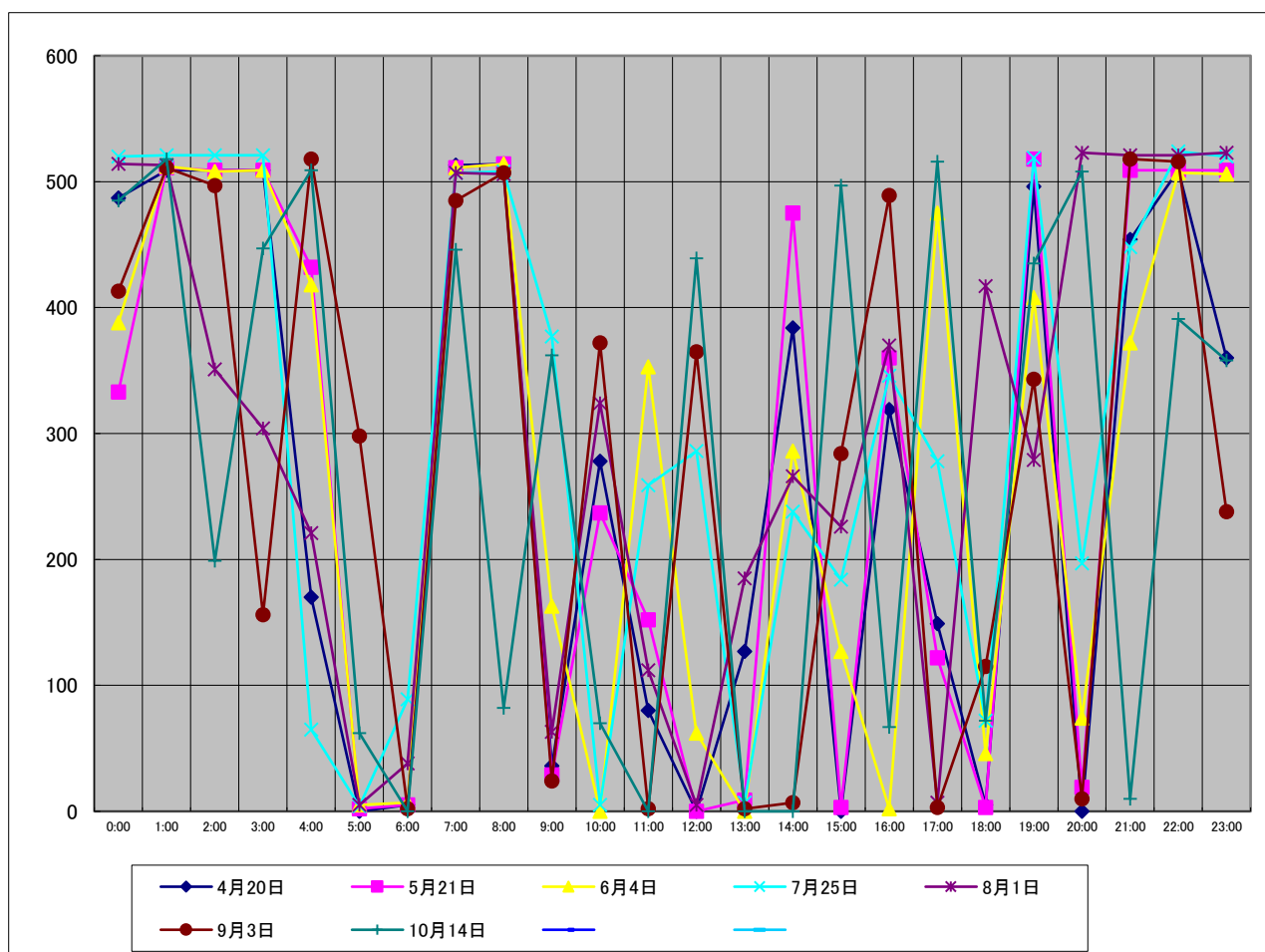
平成29年度最大使用電力日における負荷曲線（単位：kWh）

区分	4月20日	5月8日	6月19日	7月14日	8月31日	9月4日	10月27日	11月1日	12月31日	1月16日	2月8日	3月14日
0:00	216	432	72	480	360	192	144	120	168	504	528	240
1:00	528	504	504	504	120	504	504	528	504	504	504	288
2:00	504	504	504	504	504	504	504	504	504	528	528	360
3:00	408	504	504	528	504	504	528	528	504	144	480	528
4:00	0	216	456	288	528	432	504	72	528	504	0	216
5:00	312	0	0	0	240	0	48	312	72	48	0	432
6:00	192	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48
7:00	336	480	480	504	480	480	480	480	336	504	504	432
8:00	528	504	504	528	504	528	504	432	216	432	504	432
9:00	168	168	144	312	24	144	168	192	0	0	48	0
10:00	408	0	288	0	408	96	24	264	384	360	144	144
11:00	48	432	96	480	72	312	336	0	0	48	264	216
12:00	0	0	0	24	0	0	0	264	72	0	0	0
13:00	0	0	144	0	384	0	0	216	408	456	264	408
14:00	336	480	312	384	0	432	360	48	0	0	192	312
15:00	96	120	0	0	120	24	216	528	264	144	24	0
16:00	360	24	456	504	504	240	0	96	432	312	504	504
17:00	0	456	24	24	0	336	384	0	168	0	24	192
18:00	216	0	312	240	216	0	192	456	504	480	288	0
19:00	288	432	168	240	312	432	24	0	72	0	384	432
20:00	144	360	288	0	192	96	456	384	504	480	192	72
21:00	528	240	504	504	504	408	144	408	144	432	528	504
22:00	168	504	504	504	504	504	528	192	288	168	504	504
23:00	528	192	504	360	504	504	432	528	360	528	528	96
合計	6,312	6,552	6,768	6,912	6,984	6,672	6,480	6,552	6,432	6,576	6,936	6,360



平成30年度最大使用電力日における負荷曲線(単位:kWh)

区分	4月20日	5月21日	6月4日	7月25日	8月1日	9月3日	10月14日					
0:00	487	333	388	520	514	413	485					
1:00	509	511	512	521	513	511	518					
2:00	509	509	508	521	351	497	199					
3:00	509	509	509	521	304	156	447					
4:00	170	432	418	65	221	518	509					
5:00	0	2	5	4	5	298	62					
6:00	5	5	7	89	38	2	0					
7:00	513	511	511	507	507	485	446					
8:00	514	514	514	508	506	507	82					
9:00	36	29	163	377	63	24	362					
10:00	278	237	0	5	324	372	70					
11:00	80	152	353	259	112	2	0					
12:00	0	0	62	286	5	365	439					
13:00	127	9	0	7	185	2	0					
14:00	384	475	286	238	266	7	0					
15:00	0	3	127	184	226	284	497					
16:00	319	360	2	346	370	489	67					
17:00	149	122	475	278	7	3	516					
18:00	5	3	46	72	417	115	72					
19:00	496	518	408	519	279	343	435					
20:00	0	19	74	197	523	10	508					
21:00	454	509	372	448	521	518	10					
22:00	509	509	507	524	521	516	391					
23:00	360	509	506	520	523	238	358					
合計	6,413	6,780	6,753	7,516	7,301	6,675	6,473	0	0	0	0	0



使用予定電力量及び実績

1 使用予定電力量（月別・時間帯別）

平成31年度	使用量見込 (kWh)	時 間 帯 別 累 計																							
		0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00
4月	195,981	5,390	11,010	11,050	14,840	14,050	6,100	6,150	13,070	10,920	4,370	6,100	3,530	2,761	4,570	5,610	5,530	8,820	5,390	7,530	7,090	9,520	11,430	11,170	9,980
5月	203,704	5,600	11,450	11,490	15,420	14,610	6,340	6,400	13,590	11,350	4,540	6,340	3,670	2,864	4,750	5,830	5,740	9,170	5,600	7,820	7,370	9,900	11,880	11,610	10,370
6月	201,774	5,550	11,340	11,380	15,270	14,470	6,280	6,340	13,460	11,240	4,500	6,280	3,630	2,854	4,700	5,770	5,690	9,080	5,550	7,750	7,300	9,810	11,760	11,500	10,270
7月	214,083	6,590	8,350	11,820	15,630	14,600	7,920	6,530	15,180	11,500	5,990	9,780	2,480	2,763	7,470	3,900	7,190	11,710	2,950	9,100	6,850	8,370	13,440	13,420	10,550
8月	211,428	6,510	8,250	11,670	15,430	14,420	7,820	6,450	14,990	11,350	5,920	9,660	2,450	2,698	7,380	3,850	7,100	11,570	2,920	8,990	6,770	8,270	13,280	13,260	10,420
9月	196,464	6,050	7,660	10,840	14,340	13,400	7,270	5,990	13,930	10,550	5,500	8,980	2,280	2,504	6,860	3,580	6,600	10,750	2,710	8,350	6,290	7,680	12,340	12,320	9,690
10月	202,015	5,560	11,350	11,390	15,290	14,480	6,280	6,340	13,470	11,250	4,500	6,280	3,640	2,885	4,710	5,780	5,700	9,090	5,560	7,760	7,310	9,820	11,780	11,510	10,280
11月	196,222	5,400	11,030	11,070	14,850	14,070	6,100	6,160	13,090	10,930	4,380	6,100	3,530	2,792	4,570	5,610	5,530	8,830	5,400	7,530	7,100	9,540	11,440	11,180	9,990
12月	205,635	5,650	11,560	11,600	15,570	14,740	6,400	6,460	13,720	11,450	4,590	6,400	3,700	2,915	4,790	5,880	5,800	9,250	5,650	7,900	7,440	9,990	11,990	11,720	10,470
1月	200,567	5,520	11,270	11,310	15,180	14,380	6,240	6,300	13,380	11,170	4,470	6,240	3,610	2,837	4,670	5,740	5,660	9,030	5,520	7,700	7,260	9,750	11,690	11,430	10,210
2月	185,603	5,100	10,430	10,470	14,050	13,310	5,770	5,830	12,380	10,340	4,140	5,770	3,340	2,643	4,320	5,310	5,230	8,350	5,100	7,130	6,720	9,020	10,820	10,580	9,450
3月	200,084	5,500	11,240	11,280	15,150	14,350	6,220	6,280	13,350	11,140	4,460	6,220	3,600	2,894	4,660	5,720	5,640	9,000	5,500	7,680	7,240	9,720	11,660	11,400	10,180
合計	2,413,560	68,420	124,940	135,370	181,020	170,880	78,740	75,230	163,610	133,190	57,360	84,150	39,460	33,410	63,450	62,580	71,410	114,650	57,850	95,240	84,740	111,390	143,510	141,100	121,860

2 使用電力量及び最大需要量の実績

平成29年度

利用月	使用量 (kWh)	最大需要 (kW)
4月分	180,528	523
5月分	188,640	523
6月分	184,488	521
7月分	195,888	523
8月分	192,600	523
9月分	182,568	521
10月分	188,232	521
11月分	181,752	521
12月分	189,096	523
1月分	189,216	523
2月分	176,184	521
3月分	184,944	523
合計	2,234,136	

平成30年度

利用月	使用量 (kWh)	最大需要 (kW)
4月分	182,395	519
5月分	188,827	519
6月分	186,569	519
7月分	206,544	524
8月分	200,909	523
9月分	182,167	519
10月分	190,464	521
11月分	—	—
12月分	—	—
1月分	—	—
2月分	—	—
3月分	—	—
合計	1,337,875	

使用予定電力使用量（季節別・時間帯別）

単位：kWh

月	夏期昼間 時間電力量	その他期 間時間電力量	ピーク時 間電力量	夜間時間 電力量	合計
4月	109,749			86,232	195,981
5月	114,074			89,630	203,704
6月	112,993			88,781	201,774
7月	107,041		12,845	94,197	214,083
8月	105,714		12,686	93,028	211,428
9月	98,232		11,788	86,444	196,464
10月	113,128			88,887	202,015
11月	109,884			86,338	196,222
12月	115,156			90,479	205,635
1月	112,318			88,249	200,567
2月	103,938			81,665	185,603
3月	112,047			88,037	200,084
合計	310,987	1,003,287	37,319	1,061,967	2,413,560

夏期昼間時間：7月1日から9月30日までの期間で、8時から22時までの時間とする。

ただし、ピーク時間及び休日等に定める日の該当する時間を除く。

その他季節間時間：10月1日から翌年6月30日までの期間で、8時から22時までの時間とする。

ただし、ピーク時間及び休日等に定める日の該当する時間を除く。

ピーク時間：7月1日から9月30日までの期間で、13時から16時までの時間とする。

ただし、休日等に定める日の該当する時間を除く。

夜間時間：ピーク時間及び昼間時間以外の時間とする。

休日等：日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に規定する休日。

1月2日～4日、5月1日2日、12月30日31日。

日別・時間別使用電力量の実績

別紙4

(単位: kwh)

平成30年8月

8月分	1日(火)	2日(水)	3日(木)	4日(金)	5日(土)	6日(日)	7日(月)	8日(火)	9日(水)	10日(木)	11日(金)	12日(土)	13日(日)	14日(月)	15日(火)	16日(水)	17日(木)	18日(金)	19日(土)	20日(日)	21日(月)	22日(火)	23日(水)	24日(木)	25日(金)	26日(土)	27日(日)	28日(月)	29日(火)	30日(水)	31日(木)	総合計
00:00~01:00	264	480	96	48	192	24	216	48	312	0	312	0	384	0	0	0	72	336	0	96	288	312	168	144	504	216	0	288	240	528	360	5,928
01:00~02:00	504	528	0	408	264	336	192	0	504	120	0	48	0	360	0	144	24	144	360	0	528	528	0	504	528	0	120	504	240	504	120	7,512
02:00~03:00	528	528	288	504	48	72	24	240	504	240	192	456	144	48	432	192	168	48	504	240	408	504	504	528	504	480	264	504	504	528	504	10,632
03:00~04:00	504	504	528	504	504	408	528	504	504	408	528	192	504	432	408	408	528	528	528	504	240	528	144	504	216	528	408	528	504	504	14,064	
04:00~05:00	96	192	504	504	528	528	504	504	96	528	504	528	504	528	240	528	504	504	504	528	504	168	504	360	384	480	504	192	504	144	528	13,128
05:00~06:00	0	0	192	48	168	264	192	192	0	504	192	504	504	528	528	456	504	192	24	432	168	0	528	0	0	216	360	0	168	24	240	7,128
06:00~07:00	0	24	504	0	528	432	504	528	96	48	504	360	240	0	120	0	192	504	0	264	0	0	264	0	24	168	336	48	0	192	0	5,880
07:00~08:00	528	528	528	480	504	528	504	360	528	504	408	120	168	312	240	408	432	504	504	504	480	504	384	504	504	360	456	504	480	408	480	13,656
08:00~09:00	504	504	312	504	168	144	240	216	480	312	96	480	408	288	240	192	360	72	240	24	456	384	312	528	504	264	24	528	528	528	504	10,344
09:00~10:00	0	48	120	168	360	360	72	432	24	144	504	0	96	120	192	264	144	384	240	456	24	0	144	120	96	192	504	72	24	72	24	5,400
10:00~11:00	408	384	456	144	264	264	312	0	0	312	48	384	456	480	264	240	240	168	360	144	384	408	360	192	288	288	144	288	432	288	408	8,808
11:00~12:00	0	72	0	360	0	0	0	24	360	0	192	168	0	24	0	0	0	0	0	0	96	0	0	192	72	0	312	96	0	192	72	2,232
12:00~13:00	24	72	96	0	216	360	0	384	0	0	288	0	0	0	0	288	72	72	0	384	24	24	0	0	48	0	120	0	0	0	0	2,472
13:00~14:00	432	312	384	0	168	24	336	24	240	408	0	0	0	24	360	120	408	288	456	0	0	216	384	360	312	384	0	240	384	72	384	6,720
14:00~15:00	0	0	0	384	24	96	24	144	144	0	24	336	480	384	0	0	0	0	24	168	360	216	0	0	24	0	0	240	120	312	0	3,504
15:00~16:00	192	360	312	0	456	360	408	288	96	384	480	192	0	48	312	216	144	336	96	288	0	24	264	96	96	408	408	24	24	48	120	6,480
16:00~17:00	432	312	288	504	168	0	144	72	528	264	192	336	408	504	144	408	432	216	456	120	528	504	216	528	504	144	312	408	480	480	504	10,536
17:00~18:00	0	0	0	0	96	456	48	432	48	24	0	216	0	0	216	0	0	216	0	408	24	48	120	0	0	144	0	120	24	24	0	2,664
18:00~19:00	312	408	480	312	408	48	504	0	48	264	432	168	312	96	288	312	216	192	432	0	24	168	384	336	192	456	432	96	408	240	216	8,184
19:00~20:00	216	48	24	192	24	216	0	408	504	192	24	336	144	360	0	216	240	144	120	360	504	360	0	96	312	24	24	456	24	288	312	6,168
20:00~21:00	192	360	288	168	480	504	408	144	0	96	288	48	0	480	120	168	312	360	408	0	96	504	336	48	384	528	72	408	144	192	7,536	
21:00~22:00	528	528	504	504	120	120	96	360	456	504	504	528	480	288	192	504	504	240	504	168	504	504	168	504	528	216	72	504	432	528	504	12,096
22:00~23:00	432	144	168	528	480	504	504	504	504	384	96	480	528	528	456	192	504	528	96	504	504	288	456	360	192	336	456	360	144	408	504	12,072
23:00~24:00	0	504	528	120	384	120	504	288	432	240	504	0	168	264	312	504	72	408	432	168	240	384	360	120	504	480	336	264	216	96	504	9,456
合計	6,096	6,840	6,800	6,384	6,552	6,168	6,264	6,096	6,408	5,880	6,312	5,880	5,928	5,616	5,424	5,712	5,928	6,336	6,240	6,168	6,288	6,168	6,168	6,312	6,384	6,168	6,120	6,336	6,288	6,552	6,984	192,600

平成30年10月

10月分	1日(日)	2日(月)	3日(火)	4日(水)	5日(木)	6日(金)	7日(土)	8日(日)	9日(月)	10日(火)	11日(水)	12日(木)	13日(金)	14日(土)	15日(日)	16日(月)	17日(火)	18日(水)	19日(木)	20日(金)	21日(土)	22日(日)	23日(月)	24日(火)	25日(水)	26日(木)	27日(金)	28日(土)	29日(日)	30日(月)	31日(火)	総合計
00:00~01:00	0	0	168	288	456	0	240	72	120	264	0	0	0	144	408	0	168	24	528	480	0	0	168	432	504	408	144	120	0	0	48	5,184
01:00~02:00	264	144	528	384	528	288	288	216	288	504	480	456	384	0	0	240	504	408	504	0	456	0	264	312	528	504	504	504	192	408	504	10,584
02:00~03:00	144	192	504	504	504	504	0	168	24	528	528	528	0	240	120	144	528	504	528	456	528	264	0	504	504	432	504	528	168	0	528	10,608
03:00~04:00	408	456	144	528	528	528	504	432	528	504	504	504	432	528	504	456	504	504	120	504	504	504	504	528	480	216	528	504	432	432	504	14,256
04:00~05:00	528	504	528	336	168	504	528	504	528	360	288	264	504	504	480	504	336	504	480	504	504	528	504	240	0	528	504	312	504	504	504	13,488
05:00~06:00	504	504	240	0	0	168	168	384	168	0	0	0	528	504	216	408	0	120	0	192	0	144	504	0	0	144	48	0	360	528	24	5,856
06:00~07:00	288	504	0	24	0	24	504	336	504	0	120	0	216	216	504	312	0	0	0	336	0	0	504	528	336	72	0	0	336	216	24	5,904
07:00~08:00	216	24	480	504	480	504	384	480	336	528	504	504	408	336	216	504	456	480	456	336	456	120	144	504	528	456	480	432	240	528	528	12,552
08:00~09:00	408	504	480	528	528	360	72	0	168	504	504	384	192	288	168	168	480	528	480	360	312	264	384	168	504	504	504	168	72	72	432	10,488
09:00~10:00	48	0	0	48	72	0	456	432	408	24	48	0	192	48	312	288	0	0	0	48	24	120	192	264	48	72	168	96	336	408	48	4,200
10:00~11:00	408	240	264	0	216	264	0	0	0	120	384	264	264	336	0	120	264	312	0	336	384	0	0	264	384	168	24	312	0	192	336	5,856
11:00~12:00	0	144	216	360	192	72	0	240	312	0	168	0	0	120	0	120	72	336	0	0	144	360	0	0	144	360	0	0	0	0	0	3,384
12:00~13:00	0	0	0	24	0	0	168	192	216	0	0	0	72	0	312	0	0	0	0	144	144	240	0	264	0	0	0	0	312	336	240	2,664
13:00~14:00	96	0	0	360	0	408	216	168	24	0	96	336	384	168	0	360	432	0	120	192	216	0	0	120	48	48	0	360	96	0	144	4,392
14:00~15:00	360	360	336	0	408	72	0	0	0	240	408	0	0	336	0	0	0	504	312	0	0	360	432	0	456	432	360	0	0	0	0	5,376
15:00~16:00	24	168	0	24	120	0	456	384	360	384	24	72	48	0	288	456	0	24	0	432	72	0	96	192	0	0	216	240	480	360	384	5,304
16:00~17:00	360	0	480	480	0	456	72	120	384	0	384	432	456	360	480	48	480	144	264	144	504	384	408	408	240	216	0	264	120	240	144	8,472
17:00~18:00	0	480	240	0	360	0	120	384	120	264	0	24	0	312	0	96	0	384	336	0	96	336	0	0	288	384	384	216	288	0	72	5,184
18:00~19:00	528	0	0	240	31																											